

令和 4 年度介護報酬改定（介護職員等ベースアップ等支援加算）について

1 介護職員等処遇改善加算等のイメージ

	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算	介護職員等 ベースアップ等支援加算
開始時期	平成 24 年 4 月～ ※①	令和元年 10 月～	令和 4 年 10 月～ ※②
賃金改善 見込額	1.5～3.7 万円相当 (1 人当たり) ※以下図参考	介護職員(経験・技能あり) のうち 1 人以上を 月額 8 万円以上の改善 又は 年収 440 万円以上とすること	9,000 円相当 (1 人当たり)
対象職員	介護職員	i 介護職員(経験・技能あり) ii 介護職員(その他) iii 他の職種	介護職員 ※事業所の判断で、他の職 種を対象とすることも可 能
算定要件	次の 2 つを満たすこと ①キャリアパス要件 (研修の実施、ICT の活用等) ② 6 項目の職場環境等要件で いずれか 1 つ以上 (健康管理、資質向上支援等) ※加算Ⅰ～Ⅲに応じて要件が 異なる	次の 3 つを満たすこと ①処遇改善加算の取得 ② 6 項目の職場環境要件で 各 1 つ以上 ③見える化要件を満たすこと (ホームページ掲載等)	処遇改善加算を取得してい ること
加算の配 分ルール	賃金改善の額が処遇改善加算 の額を上回ること	① 1 人当たりの賃金改善額が ・ i > ii ・ ii ≥ iii の 2 倍 ②改善後の iii の賃金の見込額 が年収 440 万円を上回らない こと	①賃金改善額が、ベースア ップ等加算の額を上回る こと ②賃金改善の合計額の 3 分 の 2 以上は、ベースアッ プ等（基本給又は決まっ て毎月支払われる手当の 引上げ）に充てること

※① 平成 21 年 10 月～平成 24 年 3 月：「介護職員処遇改善交付金」あり

※② 令和 4 年 2 月～9 月：「処遇改善支援補助金」あり

加算	特定加算 (Ⅰ)	特定加算 (Ⅱ)	ベースアップ 等支援加算	特定加算 (Ⅰ)	特定加算 (Ⅱ)	ベースアップ 等支援加算	特定加算 (Ⅰ)	特定加算 (Ⅱ)	ベースアップ 等支援加算
	処遇改善加算(Ⅰ) 月額3.7万円相当			処遇改善加算(Ⅱ) 月額2.7万円相当			処遇改善加算(Ⅲ) 月額1.5万円相当		
算定要件	キャリアパス要件 ①+②+③			キャリアパス要件 ①+②			キャリアパス要件 ① 又は ②		
	職場環境等要件								

2 報酬改定にあたっての留意事項

今回の報酬改定は、全利用者に対して変更されるものであり、重要事項の変更に該当するものとして、変更内容について報酬改定前（9月末まで）に、利用者・家族に対し文書交付による説明と同意を得ること。

密着基準第3条の7（他サービス準用）、居宅支援基準第4条、予防支援基準第4条

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、[第三条の二十九](#)に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

3 申請・交付スケジュール

（申請）

処遇改善計画書を提出する。

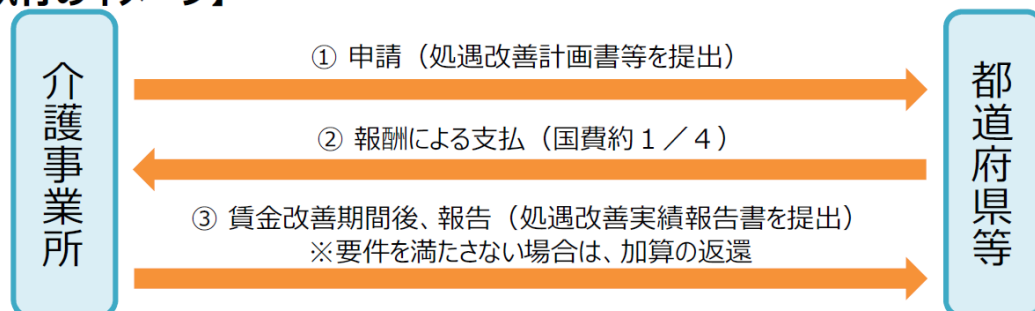
期限：加算を取得する月の前々月の末日（末日が閉庁日の場合は、直近開庁日）までに

※新規算定にあたっては、加算等の届出（体制等に関する届出書、体制等状況一覧表）も提出すること。

（報告）

賃金改善期間経過後、実績報告書を提出する。

【執行のイメージ】



令和4年10月1日からベースアップ等支援加算を算定する場合のスケジュール	
令和4年8月31日まで	ベースアップ加算の計画書を各指定権者へ提出 ※新規取得の場合は、加算の届出に係る書類も提出
令和4年9月31日まで	変更内容について利用者・家族に対し文書交付による説明と同意
最終加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで	実績報告書提出 （令和5年3月末までサービス提供を行った場合、最終算定月は令和5年5月のため、提出期限は7月末）

(内 容)

1 介護保険最新情報 Vol.1082 (R 4. 6. 21)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～19

2 令和4年度介護報酬改定の概要

3 介護保険最新情報 Vol.1066 (R 4. 4. 14) から抜粋【基本報酬改定】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について

※地域密着、予防地域密着、居宅介護支援、介護予防支援のみ掲載

居宅介護支援介護給付費・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

地域密着型サービス介護給付費・・・・・・・・・・・・ P 8

介護予防支援介護給付費・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

地域密着型介護予防サービス介護給付費・・・・・・・・ P 12